令和７年　第２回　安中市農業委員会議事録【部分開示】

１　開催日時　令和７年２月２５日（火）　午後１時３０分～午後３時１５分

２　開催場所　安中市役所第３０５会議室

３　出席委員　（１６人）

出席者

１番　宇佐美幸雄	２番　山田　　茂	３番　竹内　佳重
４番　須藤　克美	５番　宮口　太郎	６番　井上　　豊
７番　芝﨑　篤子	８番　眞砂　幸光	９番　神宮　俊夫
10番　戸塚　　勉	11番　橋本　一男	12番　武井　洋一
13番　田中　正明	15番　金井　　亮	16番　伏田　再子
17番　丸山　征二		

４　欠席委員　（１人）

14番　中山　範雄

５　議事日程

日程第　１		議事録署名人の指名について
日程第　２		会務の報告について
日程第　３	議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請審議について
日程第　４	議案第２号	農地法第４条の規定による許可申請審議について
日程第　５	議案第３号	農地法第５条の規定による許可申請審議について
日程第　６	議案第４号	農用地利用集積計画の承認について
日程第　７	議案第５号	農用地利用集積等促進計画の承認について
日程第　８	議案第６号	安中市農地利用最適化推進委員の選任について

６　農業委員会事務局職員

事務局長	小野　恭義	庶務兼農業振興係長	新井　雅彦
農地係長	真下　貴光	農地係	中嶋　　圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議　長　　ただいまから令和７年第２回農業委員会総会を開会します。

本日出席委員は、１７名中１６名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日総会開催に当たり、１４番中山範雄委員より欠席届が提出されております

ので、報告します。

日程第１、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第２３条第２項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認め、５番宮口太郎委員・１３番田中正明委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第２、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局　　それでは、会務の報告をいたします。

令和７年１月２７日開催の第１回総会で許可相当の議決案件、農地法４条関係３件、５条関係１６件につきましては、令和７年２月１７日付で許可書を交付しました。

群馬県農業会議の１１回常設審議委員会が２月１７日に前橋市のＪＡビルで開催され、丸山会長が出席されました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第１４回通常総会が２月１８日に前橋市のＪＡビルで開催され、芝﨑委員が出席されました。

報告は以上です。

議　長　　次に、日程第３、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第１号、農地法３条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和７年２月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第１号、農地法第３条の申請は、議案書１ページから２ページ記載の１０件です。受理した申請書は、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。

本案に対して意見のある方はお願いします。

３番。

３番委員　３番です。議案第１号、農地法第３条の１番と２番です。この件につきまして、今この田んぼについては本人が耕作しておりまして、それで田植がされていた

ようです。問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議　長　　ほかにありますか。

１０番。

１０番委員　１０番です。第１号議案、農地法第３条の許可申請案件、５番と６番でございます。この案件は、５条８番と５条９番に関連した営農型太陽光発電に関する地上権設定でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、８番なのですけれども、こちらは渡し人が地区外に住んでおり、耕作が難しいということなので、面積的にも耕作放棄されているような状態でございますので、耕作してきれいにしていただければよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありますか。

１番。

１番委員　１番です。農地法第３条の申請の７番になります。○○さんの営農型の申請なのですが、呼出しをしておりますので、いろいろ話も聞けるかと思います。現地調査で皆さんでお伺いしましたので、特に問題はないかなと思います。

議　長　　ほかにありますか。

１６番。

１６番委員　１６番です。議案第１号、農地法第３条の３番です。担当が１４番委員で、まだ入院中ですので、私が代わりにということです。現地を確認しまして、本人さん、○○さんもそこでお住まいになっていらっしゃいまして、家のすぐ前が畑という状況で、それもきれいにおこしてあるので、周りが住宅地ではありますけれども、問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議　長　　ほかにありますか。

１５番。

１５番委員　１５番です。農地法第３条の１０番です。３筆ありますが、現地へ行ってみたら、もう既にきれいに整備されていて、受ける人は○○で、ここは○○なので距離的にはちょっと遠いのですが、出耕作をするような形で、きれいになっていますので、大丈夫かなと思います。

議　長　　ほかにありますか。

１２番。

１２番委員　１２番です。議案第１号、農地法３条関係の９番です。譲受人が転入予定の人でありまして、農業経験なしの女性ということでありまして、見たことと気づ

いたことをメモに取っていたら幾つかまとまってしまいまして、メモをつなげたらちょっと長い文章になってしまったので、読ませていただいて説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

農地についてですが、申請対象の畑は敷地前の道路の南側に沿って東西に広がっております。私は現地に行き、畑の半分の面積を少なくとも樹齢３０年以上と思われる７本の太い幹のキウイフルーツの棚が水平にそろって剪定され、整然と整備されている様子に感心し、感動さえ覚えました。総会資料の３条９番の農機の確保状況の欄を御覧いただくと、そこにありますように、農業経験のない人が既に草刈機、消毒機、軽トラックを所有していて、移住前に農地確保の確認を優先している様子がうかがえます。このような状況から見て、耕作に供すべき農地の全てを効率よく利用できるものと見込まれ、さらに周辺農地の農業上の利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上、参考にしていただきたく、よろしくお願いいたします。

議　長　　続きまして、１７番から。

１７番委員　議案第１号の４番になります。この○○さんは、○○で一生懸命ネギとブロッコリーを作っております。水稲もされておりますが、水稲のほうは面積を削減しているのですが、野菜のほうはネギとブロッコリーを中心にかなり集中的に作っておられる○○ですので、何ら問題はないと思われますので、ご参考にお願いいたします。

議　長　　ほかにありますか。

委　員　　なし。

議　長　　なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第１号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認め、１班に１番から４番の４件、２班に５番から７番の３件、３班に８番から１０番の３件、以上合計１０件を付託します。

次に、日程第４、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局　２月２１日に実施されました申請面積１，０００平米以上の案件に関わります４条申請１件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和７年２月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第２号、農地法第４条の申請は、議案書３ページ記載の７件です。受理した申請書は、農地法第４条第６項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

９番。

９番委員　９番です。農地法第４条の５番と６番については、申請理由のとおり、農地としての管理が難しく、現状山林となっておりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

議　長　ほかにありますか。

２番。

２番委員　２番です。議案第２号、農地法第４条の４番です。この畑は、上の段が住宅、下の段も住宅で、挟まれたところで、問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議　長　ほかにありますか。

１６番。

１６番委員　１６番です。議案第２号、農地法第４条の１番です。こちらは、もう既に車庫としてずっと活用されており、下も石があったり整地されておりまして、畑に戻すことは本当に困難だと思います。このまま現状で問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議　長　ほかにありますか。

３番。

３番委員　３番です。議案第２号、農地法第４条の２番です。この土地は、家の周りのところを広げるような形で市道が通るため、転用申請の土地にうちを建てるということで、３種農地で問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議　長　　５番。

５番委員　５番です。議案第２号、農地法第４条関係の７番の案件でございます。この案件は、何年か前に盛土をして現状きれいにしてあって、その隣の畑でございます。これからまた同じことをするのだと思います。１年間の一時転用ということで、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありますか。

１番。

１番委員　１番です。農地法第４条の申請の３番になります。これは、○○の敷地の中に畑のまま○○として使用していたものであります。申請者も安中市ですので、ちゃんと管理ができると思います。申請に関わる審査表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局、この１番の案件が理由書添付になっているのだけれども、始末書ではなくて理由書となっているけれども何か理由があるの。

事務局　　一応先代が建築したということで。

議　長　　俺のせいじゃないということね。分かりました。

ほかにありますか。

委　員　　なし。

議　長　　なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第２号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認め、１班に１番と２番の２件、２班に３番と４番の２件、３班に５番から７番の３件、以上合計７件を付託します。

次に、日程第５、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　２月２１日に実施されました申請面積１，０００平米以上及び営農型太陽光発電用地案件に関わる５条申請６件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたが、営農型太陽光発電につきましては、耕作の状況について疑問点がありましたので、今回ご用意した形となります。その旨ご報告させていただきます。なお、運営内規に基づき、５条の申請理由欄の朗読は割愛させていただきます。

議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和７年２月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

別紙１の営農型太陽光発電の一時転用申請に関わる栽培作物の変更について報告させていただきます。

１番、許可内容。令和６年６月１７日許可。許可番号〇〇号。営農型太陽光発電用地。転用期間は３年間です。営農者は〇〇。太陽光発電業者は、〇〇。変更点です。現在許可を受けた土地につきましては、営農型太陽光が設置され、令和５年露地栽培によりブルーベリーを作付しておりましたが、昨年６月に更新の許可をいただき、営農に努めてまいりましたが、害虫や夏の高温のため、〇〇のブルーベリーの圃場と比べ生育の状態が悪く、期待していた収穫量に達するのが難しいと判断し、他の圃場で進めているカボチャに作物を変更いたしました。なお、撤去しましたブルーベリーについては、〇〇のほうに移動して引き続き栽培に努めるということでございます。

議案第３号、農地法第５条の申請は、議案書４ページから５ページ記載の１５件です。受理した申請書は、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

２番。

２番委員　２番です。議案第３号、農地法第５条の５番と７番です。５番は、道の下の住宅に挟まれた畑で、問題ないと思われます。

７番です。周りが住宅地で、これは３種農地であり、問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議　長　ほかにありますか。

１０番。

１０番委員　１０番です。議案第３号、農地法第５条の規定による許可案件について、４番ですが、これは譲受人が経営する○○の入り口の傾斜面です。地目は畑ですが、管理が難しく、売却したいということでございますので、問題ないと思います。それと、８番、９番、これは３条の５番と３条の６番の関連でございまして、営農型太陽光発電用地の一時転用３年間の賃借権の更新でございます。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　ほかにありますか。

９番。

９番委員　９番です。５条関係の１５番です。この土地は荒れ地化しており、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　長　ほかにありますか。

５番。

５番委員　５番です。議案第３号、農地法第５条関係の１１番と１３番、１４番でございます。最初に、１１番ですが、この案件は○○を経営している方がすぐ隣にある畑を従業員の宿舎にしたいということで、すぐ隣の道路端でございますので、問題ないと思います。また、１３番でございますが、現地を見たところ、周りに農地等もなく、問題ないと思います。１４番でございますが、先ほど申し上げた４条７番の関係の案件でございます。

以上でございます。

議　長　ほかにありますか。

７番。

７番委員　７番です。議案第３号、農地法第５条の２番です。これは、先日現地確認で見ていただいたということで、周辺は住宅地となっておりますので、特に問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議　長　ほかにありますか。

１５番。

１５番委員　１５番です。農地法第５条のうちの３番の案件でございます。ここは、かなり狭い三角形の農地なのですが、北側は既に太陽光発電施設を建設する予定地だということで、その一体利用地という表現で書かれて説明されています。一体利用地って何をするのかよく分からないのですが、周りは特に支障になるようなところではないので、申請書類をよくチェックしていただきたいと思います。

以上です。

議　長　　ほかにありますか。

１番。

１番委員　１番です。農地法第５条の申請の１０番になります。これは、先ほどの３条の申請の７番と同じところでありまして、申請者が見えると思いますので、不審なところがありましたらひとつ注文してください。質問をお願いいたします。以上です。

１７番委員　では１７番から。議案第３号のまず１番になります。こちらは、宅地と道路と自分の土地に挟まれた土地に○○さんの家を建てるということで、周辺農地への影響はないと考えられます。続きまして、１２番になります。こちらは、周辺は既に宅地になっておりまして、周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議の参考にお願いいたします。

議　長　　ほかにありますか。

委　員　　なし。

議　長　　なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第３号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認め、１班に１番から４番の４件、２班に５番から１０番の６件、３班に１１番から１５番の５件、以上合計１５件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

（休憩午後　２：１０）

（書類審査）

（再開午後　２：３０）

議　長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第１号、農地法第３条関係の５番から７番と関連する議案第３号、農地法第５条関係の８番から１０番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認め、議案第１号、農地法第３条関係の５番から７番と関連する議案第３号、農地法第５条関係の８番から１０番の案件申請者から説明を求めます。

（議案第１号５番から７番及び議案第３号８番から１０番申請者入場・着席）

事務局　　それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

８番ほか申請者　皆さん、お世話になります。本日は、お忙しい中、弊社の案件にお時間をいただきましてありがとうございます。○○株式会社○○の○○と申します。よろしくお願いいたします。

８番ほか申請者　有限会社○○の○○と申します。よろしくお願いいたします。

８番ほか申請者　そういたしましたら、本日は３案件に申請のほうをさせていただいておりまして、○○、○○の案件で農地法の３条の地上権の設定と農地法の５条の賃貸借権の設定で営農型太陽光発電施設用地の一時転用というところでまず１点目から説明させていただきたいと思います。

そういたしましたら、まず農地法の３条１項の規定による許可申請書でございますが、下記の土地の地上権を設定したいので、農地法第３条第１項の規定により許可を申請いたします。

こちらのほうが、被設定人、○○で、職業、太陽光発電事業及び電力売電事業、住所は○○で、設定人、○○様、８６歳、無職で、安中市○○、土地につきまして、安中市○○、畑、面積１，３０２平米で、所有者が○○様で、その他地域になっておりまして、こちらにつきまして同じく農地法第３条第１項で、土地につきまして、○○で。

議　長　　すみません。取りまとめて説明してもらえますか、概要は。

８番ほか申請者　地番とか、そういうのは一切。

議　長　　一切ではなくて、一つ一つやらなくてもいいので、続けてやってください、時間がもったいないので。

８番ほか申請者　では、畑、○○で、○○様で、この土地について地上権の設定ということでお世話になりたいものでございます。そのまた同じ土地につきまして、農地法第５条第１項の規定によりまして賃貸借権の設定のほうを営農型太陽光発電用地の一時転用ということでお世話になりたいものでございます。一時転用の農地につきましては、面積が○○が３．２平米で、○○が２．８平米の一時転用の面積というところでございます。

続きまして、次の議案も。

議　長　　全部続けてやってください。

８番ほか申請者　はい。○○で、こちらのほうも地上権の設定、農地法第３条をお願いしたいということで、譲受人は○○株式会社で、設定人、○○様で、○○でございます。安中市○○で、土地につきましては○○畑で、１，１７１平米でございます。所有者のみでございます。その土地につきまして、営農型太陽光発電用地として一時転用で賃貸借権の設定の申請でございます。１，１７１平米のうち２．７２平米という面積の一時転用の申請でございます。

続きまして、○○と○○でございます。こちらにつきましても、被設定人が○○株式会社で、設定人が○○様と○○様でございます。住所は、○○様が安中市○○、○○様が○○でございます。こちらは、○○が登記簿上、田で、現況畑でございまして、７２８平米のうち１．６８平米を一時転用農地、営農型太陽光発電の用地として申請いたしまして、○○、登記簿は田、現況畑が５４６平米のうち１．７６平米の土地を一時転用したい申請でございます。いずれの土地につきましても、地主様につきましては農業を実践されていなく、遊休農地という形で耕作放棄地になっている土地でございました。そこを今回更新という形で営農型太陽光の発電施設として弊社のほうが利用させていただきまして､農業を行っていくというようなところで前回許可のほうをいただきまして、今回が３年たちまして、更新する圃場というところの申請でございます。

弊社につきましては、群馬県内を中心に営農型太陽光発電施設のほうで農業を行っている会社でありまして、群馬県では一番、日本でも上位の営農型太陽光の実践を行っている会社でございます。本日この３案件につきまして継続させていただければというところで申請のほうをさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

また、今回は最初から５条、３条とも３年の許可期間のほうの申請という形で提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

議　長　　申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

１６番。

１６番委員　１６番です。お疲れさまです。現地を見てきたのですけれども、周りにアニマルフェンスが張ってあったのですけれども、それが全部の圃場で破損していたのです｡穴が開いていたり､あとたるんでいたりということなのですけれども、

これは撮影が２月３日、４日、当月の撮影ということなのですけれども、そのときには破損されていなかったのでしょうか。これからその破損箇所を直さないと、カボチャができたときに獣が来まして食害されるということになると思うのですけれども、そのアニマルフェンスの修繕、そのスケジュール等を考えていらっしゃいますでしょうか。考えていないのであれば、考えない理由というのをちょっとお教えいただきたいなと思います。お願いします。

８番ほか申請者　こちらのネットの修繕のほうですけれども、こちらのほうはもちろん獣害の対策としまして考えています。期間としましては、まず資材の調達からになってきますので､スケジュールとしましては確かなことは言えませんけれども、定植が始まりまして、設けるタイミングは６月、７月頃になってこようかと思います。こちらのほうのタイミングで修繕のほうを行っていく予定です。

１６番委員　定植が６月ですか。そこまで何か月もあるのですけれども、撮影されてからもう約１か月近く、３週間経過しているのですけれども、分かってから修繕までの期間が長いように思うのですけれども、その辺についてはいかがなのでしょうか。

８番ほか申請者　ご指摘のとおりで、大変恥ずかしいところなのですけれども、現在圃場の準備と資材確保に向けての試算の途中でございます。こちらが終わりまして、作付が終わりまして、実際に修繕に動けるようになるのが６月でございます。

１６番委員　何かちょっと期間が長いような気がしたものですから、お伺いしたのですけれども、直されたら、直しましたという、使用前、使用後ではありませんけれども、修繕前、修繕後の写真等を事務局のほうに提出していただければと思います。お願いします。

８番ほか申請者　補足ですけれども、今の関係、まず作物が実際できる前はそれほど多分掘らないような状況で、作物ができて、イノシシとか獣害の被害、物を食べるとなりますので、そのタイミングとしては、定植してというところで今考えているというような内容でございますので、なるべく早く直すように努力したいと思います。

１６番委員　見栄えが悪いので、お願いします。

８番ほか申請者　はい、分かりました。

議　長　　８番。

８番委員　今アニマルネットの関係の話が出ました。圃場をかき混ぜて、肥やしを入れて定植するということだと思うのですけれども、今言ったように、動物はこうい

ったところに肥やしを入れると、もしくは肥やしがなくても入ってきます。イノシシ、アライグマ、それらがみんな入ってきて、虫を食べたり、もしくはイノシシだと、その中に入って、自分の体についているダニを落としたりなんかします。ですから、ネットについては早めに、できればもっと頑強なものにしたほうが賢明だと思います。イノシシだけであれば、電気柵でもいいと思います。鹿も○○あたりや○○あたりも入ってきますので、もう少し高いものであればいいと思います。

あと、収穫の年間スケジュールを見たのですけれども、実際カボチャがなっているところの写真というのが私のところにはなかったのですけれども、葉っぱはあるからけれども、カボチャがなっている様子はなかった。

それからあと、○○と書いてあるところにカボチャの写真があります。これは植えたのですか。

８番ほか申請者　はい。

８番委員　本当ですか。これ消費者は買わないですよね。

８番ほか申請者　うちの大前提としまして、系列グループのほうでまず買い取っていただきまして、向こうのほうでカット野菜という形で加工しまして、販売していただいているという形です。

８番委員　あと、このカボチャのところ、爪の跡みたいなのが２つある。これは、アライグマなり、そういったものですか。

８番ほか申請者　申し訳ございません。そちらは、当農場の落ち度なのですけれども、大変お恥ずかしい話ですが、獣害ではなくて、うちの作業員のミスでして、コンテナを重ねた際についてしまった傷で、注意するようにということで、注意喚起のために表示した次第です。

８番委員　写真を出すのはいいのですけれども、こういうカボチャははっきり言って売れませんし、カボチャのつるの切り方もこんな切り方ではできないです。こんなのどこの野菜売場に行っても置いていないし、もう少し真剣に取り組んだほうがいいのではないかと思います。

８番ほか申請者　ご指摘ありがとうございます。先ほど言ったとおり、弊社の店舗のところ、○○のほうの集荷場でカットしまして、このまま店に並ぶというものではなく取り扱っておるような現状でございます。

８番委員　うちのほうにも○○がありますけれども、安中の○○にこんなものを置いてあったことはないです。

８番ほか申請者　地元の店にはこれは行かないで、カット野菜としてラッピングしたものを市場店舗のほうで販売しているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　１５番。

１５番委員　１５番です。今日はご苦労さまです。こちらの年間スケジュールのほうの文書で、３行目ぐらいですか、２０２４年４月から５月に定植していると。おのおの６５０本のカボチャの苗を作付しているということですが、おのおのというのは１筆ごとに６５０本の苗を植えているということですか。

８番ほか申請者　そうです。当初の予定で１筆でのものです。

１５番委員　６５０本のものを植えていて、○○から○○というのですか。３枚の畑に６５０本ずつ植えていると。

８番ほか申請者　反計算での６５０本ですね。

１５番委員　おのおのと書いてあるので。

８番ほか申請者　どういう事情になっているのですか。

８番ほか申請者　１０ａ当たりです。

１５番委員　面積がおのおの違いますからね。それは、おのおの１筆ごと、どのくらいの収穫量なのですか。そういうデータが全然ここには入っていないのですが。

議　長　　２４年の数字は、これから報告が上がるのです。毎年３月までに報告することになっている。手元に集計した数字があれば教えてください。もうそろそろ報告する期限だから、資料を持っていれば。なければ後で提出してください。

８番ほか申請者　まだ正式なものは。

議　長　　集計が終わっていない。

８番ほか申請者　はい。後日安中市役所に届けさせていただきます。

議　長　　ほかの筆も併せてね。

８番ほか申請者　はい。

１５番委員　私はカボチャはど素人なのですが、１０ａ当たり、この雪化粧という種類だったら、基準収穫量ってどのくらいなのですか。それに対してこういうところですと７割とか６割ぐらいしか取れないというようなストーリーになるかと思うのですが。

８番ほか申請者　すみません。令和５年度の都道府県別の作付基準のところで群馬県はカボチャという数字がなくて、全国平均の数字で、カボチャというジャンルで、雪化粧とか、そういうのも全然関係なくの統計の数字、そちらにつきましては１

０ａ当たり１，１６０ｋｇという反収になっております。

１５番委員　太陽光の下ですと、その８割だと。

８番ほか申請者　９２８ｋｇになります。

１５番委員　これが目標ということですね。

８番ほか申請者　そうですね。統計上の数字、公式データは、このデータのほうの使用になるかと思います。

議　長　ほかにありますか。

９番。

９番委員　ご苦労さまです。遊休農地の拡大を防止するということで、営農型太陽光の更新申請ですけれども、皆さんが注目しておりますので、ぜひともいい製品ができたなというようなことをしていただけるようなことを期待していますので、よろしくお願いいたします。要望です。

議　長　それは要望でよろしいですね、質問ではなくて。

ほかにありますか。

１７番委員　では１７番から。今日はどうもご苦労さまです。今あらかた委員さんのほうからいろんな質問や要望が出たと思うのですけれども、前回、１２月ですか、昨年の１２月にも来ていただいて、○○のほうの圃場の更新をさせていただいたときにもこのやり取りがあったと思うのです。そのときに安中市農業委員会から○○さんに対して、作業日誌と収穫状況が分かる写真を各圃場ごとに必ず撮影して、添付書類として出してほしいと。これは強制ではない、要望ですけれどもというような議事録を確認しているところですが、今回も、その作業日誌というか、写真は一部提出があったのですが、作業日誌の提出が今回もないのですけれども、これはつけられているのかどうか、回答をお願いします。

８番ほか申請者　作業日誌につきましては、私どもが○○で営農型太陽光の上のところをやっているところなのですけれども、○○、農業をしているほうに依頼しているのが、この前ご指摘のあった作業の日報ということで、定植、防除、収穫、堆肥入れというサイクル、それのところの写真のほうをデータ化するようにということで、いつどんな作業を行ったかということを社内のデータシステムの中に入れるということで指示しておりまして、今回も写真を提供できたものにつきましては、ちゃんと入っているものを写真のほうを提供できたのですけれども、これが社員が何名もいて情報共有できなかった部分につきましては、担当のところにつきましては落ちがありまして、全部の圃場のそういう記録の写真

が、作業はやったのですけれども、写真が残っていないというのもございまして、２圃場ほど今回写真をつけられなかったものがある。カボチャの収穫の写真、そういうのがありまして、それは本当に今後、今日も○○のほうに徹底するようにということでお願いしたところでございます。今後は、その作業日報、そういうのがデータで提出できるように、今社内のシステム、構築したものに入れ込むという作業をやるようになっております。

１７番委員　それは分かりました。

それでは、先ほどくしくもご自分のほうからの発表があったのですけれども、群馬県内で最大の耕作面積で、全国でも有数の面積であると。それも含めて、どなたかさっきおっしゃっていましたけれども、周りの農家さんから、○○さんってやっぱりすごいね、会社がやっているとすごいねと言われるような圃場と作物をぜひ作っていただきたい、これ要望ですけれども。ということをぜひお願いしたいと思います。

それと、１つ考え方として、耕作放棄地を耕作していただけるということに関しては、安中市農業委員会としても皆さんウエルカムで、どんどんやっていただきたい。ただ、やっぱり管理をしっかりしていただきたい。そこを併せてお願いしたいと思います。これは要望です。

８番ほか申請者　今の点につきまして、前のときに報告した社員の募集というところで、人手が足りないのではないかというような話もあったものですから、現在特定技能ということでベトナムから１８名採用のほうをしまして、社員のほうを増やしているというところでございます。また、この後も３月になりまして、社員募集の広告も出させていただきたいというところで、圃場の面積に見合った人数に適正化していくというようなところで、人手不足がこういう農業委員会さんにご指摘されるような内容でしっかり管理できていないというところにつながるかと思いますので、それを解消するために、社員の募集ということで、今もリクルートとか、そういうところに情報発信しておりまして、たまにチラシで社員募集ということでやらせていただいておりますので、またその辺も農業委員会の皆さんから、例えばシルバーの方とか、そういう方でお手伝いしていただける方がおりましたらぜひご紹介していただければというところもありますので、人材確保ということで、雇用の場ということでお世話になれればと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　ほかにありますか。

委　員　　なし。

議　長　　なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

（議案第１号５番から７番及び議案第３号８番から１０番申請者退出）

議　長　　ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

（休憩午後　２：５５）

（意見取りまとめ）

（再開午後　３：００）

議　長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第１号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

１班。

１班班長　　７番です。１班に付託された議案第１号、農地法第３条関係は、１番から４番の４件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　２班。

２班班長　　９番です。２班に付託された議案第１号、農地法第３条関係は、５番から７番の３件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　３班。

３班班長　　１６番です。３班に付託された議案第１号、農地法第３条関係は、８番から１０番の３件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　報告が終わりました。

これより議案第１号に対する質疑を行います。

委　員　　なし。

議　長　　なければ打ち切ります。

これより議案第１号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　　挙手全員。

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第２号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

１班。

１班班長　　７番です。１班に付託された議案第２号、農地法第４条関係は、１番から２番の２件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第４条第６項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　２班。

２班班長　　９番です。２班に付託された議案第２号、農地法第４条関係は、３番から４番の２件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第４条第６項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　３班。

３班班長　　１６番です。３班に付託された議案第２号、農地法第４条関係は、５番から７番の３件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第４条第６項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　報告が終わりました。

これより議案第２号に対する質疑を行います。

委　員　　なし。

議　長　　なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第２号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　　挙手全員。

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第３号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

１班。

１班班長　　７番です。１班に付託された議案第３号、農地法第５条関係は、１番から４番

の４件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　２班。

２班班長　　９番です。２班に付託された議案第３号、農地法第５条関係は、５番から１０番の６件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　３班。

３班班長　　１６番です。３班に付託された議案第３号、農地法第５条関係は、１１番から１５番の５件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　報告が終わりました。

これより議案第３号に対する質疑を行います。

委　員　　なし。

議　長　　なければ打ち切ります。

これより議案第３号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　　挙手全員。

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第６、議案第４号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第４号、農業経営基盤強化促進法附則第５条（令和４年５月２７日法律第５６号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和７年２月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書６ページ記載の１９件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委　員　なし。

議　長　なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　挙手全員。

議　長　挙手全員であります。

よって、議案第４号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第７、議案第５号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和７年２月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は､議案書７ページから８ページ記載の１９件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委　員　なし。

議　長　なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　挙手全員。

議　長　挙手全員であります。

よって、議案第５号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

次に、日程第８、議案第６号、安中市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　議案第６号、安中市農地利用最適化推進委員の選任について。

令和７年１月１６日付けで安中市農業委員等候補者審査委員会が下記のとおり候補者を選出したので、選任することについて審議のうえ議決願いたい。

令和７年２月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

安中市農地利用最適化推進委員候補者１７名を選任することについてご審議願います。

議　長　説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委　員　なし。

議　長　なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　挙手全員。

議　長　挙手全員であります。

よって、議案第５号、安中市農地利用最適化推進委員の選任については原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和７年第２回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後　３時１５分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和７年２月２５日

安中市農業委員会会長

５番委員

１３番委員